

25 日 獣 発 第 9 号

平成 25 年 4 月 3 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

このことについて、平成 25 年 3 月 25 日付け 24 消安第 6202 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添写しのとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成 25 年農林水産省令第 17 号）」が平成 25 年 3 月 25 日付けで公布され、このことについて都道府県知事宛てに通知したので、了知の上、本会会員に周知徹底を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601



24消安第6202号
平成25年3月25日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する
省令の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成25年農林水産省令第17号が平成25年3月25日付けで公布され、このことについて別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底につき御協力願います。



写

(別 添)

24消安第6202号
平成25年3月25日

都道府県知事 殿

農林水産省 消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する
省令の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成25年農林水産省令第17号。以下「改正省令」という。）が平成25年3月25日付で公布され、平成25年4月1日から施行されることとなりました。

本改正内容については下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

また、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知。以下「確認通知」という。）を別紙新旧対照表のとおり改正したので、併せて御了知の上、事務の参考として下さい。

記

第1 省令改正の趣旨

- 1 豚や鶏等（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する「家畜等」から牛、めん羊、山羊及びしかを除いたものをいう。以下同じ。）を対象とする飼料については、動物性油脂（不溶性不純物の含有量が0.15%以下のものに限る）のうち牛の脊柱等の食品に供することができない特定危険部位（以下「SRM」という。）が混合しない「確認済動物性油脂」を使用可能としているところである。
- 2 食品安全委員会のBSE対策の見直しに係る食品健康影響評価において、「頭部（扁桃を除く。）、脊髓及び脊柱について、SRMの範囲が「全月齢」の場合

と「30月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる」とされたこと、また脊柱等のSRMの範囲を緩和することについて問題ないとされたことを受け、

① 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の改正により、食品として使用できない脊柱の範囲については、「せき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）」から、「脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）」に変更され、また、脊柱の除去が義務付けられる牛の範囲が30月齢超に限定されたほか、

② 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号）の改正により、これまで焼却義務が課せられていた全月齢の牛の頭部（舌及び頬肉を除く。以下同じ。）及び脊髄について、30月齢以下の牛の扁桃を除く頭部及び脊髄の焼却義務が廃止されることとなった。

3 これを受けて、農業資材審議会においてBSE対策の観点から飼料の安全性について審議された結果、「確認済動物性油脂」の原料として、

① SRMから除外される頸椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起及び正中仙骨稜並びに30月齢以下の牛の脊柱を利用可能とするため、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）の一部を改正するとともに、

② SRMから除外され、焼却義務が廃止される30月齢以下の牛の扁桃を除く頭部及び脊髄を利用可能とすることは、適当とされた。

また、食品安全委員会の食品健康影響評価においても、「改正後の飼料の成分規格に基づき製造される「確認済動物性油脂」は、現行の飼料の成分規格に基づき製造される「確認済動物性油脂」と人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる」とされた。

4 これらの結果を受け、省令別表第1の5の（1）のウの確認済動物性油脂の原料として利用できない牛の脊柱の範囲について所要の改正を行うものである。

第2 省令改正の概要

豚や鶏等を対象とする飼料の原料として使用可能な「確認済動物性油脂」の範囲について、製造工程で油脂に混合可能な脊柱の範囲を拡大し、頸椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起及び正中仙骨稜並びに30月齢以下の牛の脊柱を使用可能とする（省令別表第1の5の（1）のウ）。

なお、焼却義務が廃止される30月齢以下の牛の扁桃を除く頭部及び脊髄についても、「確認済動物性油脂」の原料に含め、豚や鶏等の飼料原料として使用

可能とするが、現行省令の規定上、文言の改正は必要ない。

第3 農林水産大臣の確認手続について

1 確認通知改正の要旨

新たにSRMから除外される脊柱を飼料用動物性油脂の原料として使用可能とすることに伴う確認通知の改正の要旨は、次のとおりである。

(1) 牛の脊柱の定義の変更

牛（月齢が30月以下の牛を除く。）の脊柱は、省令別表第1の5の(1)のウの牛の脊柱を指し、背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜又は尾椎であることが確認できるものを除くこととなる。

(確認通知別添8-1)

(2) 月齢の分別管理方法の追加

30月齢以下の牛の脊柱を飼料用動物性油脂の原料としようとする場合に30月齢を超える牛の脊柱との分別管理方法を追加する。

(確認通知別添8-2)

(3) 製造基準適合確認申請書

30月齢以下の牛の脊柱を飼料用動物性油脂の原料とする収集先は、製造基準適合確認申請書（別記）の原料収集先の一覧表の備考欄に、牛の脊柱を原料とする旨を記載することとする。

(別記様式第1-1号)

(4) 原料供給管理票

30月齢以下の牛の脊柱を飼料用動物性油脂の原料とする場合は、原料供給管理票に牛の脊柱を含む旨及びその重量を記載するとともに、原料とする脊柱に係る牛の個体識別番号（当該牛が輸入牛である場合には、輸入牛であることが確認できる書面）を添付することとする。

(別記様式第9号)

2 確認済飼料の原料収集先の変更に係る手続

30月齢以下の牛の脊柱を飼料用動物性油脂の原料としようとする場合については、次のような手続を経るものとする。

(1) 油脂の原料とする30月齢以下の牛の脊柱を飼料用動物性油脂の原料として供給しようとする食肉事業者等は、「飼料用動物性油脂製造業者による油脂原料収集先の確認基準」（確認通知別添8-2）に基づき、牛の脊柱を当該牛の月齢に応じ分別管理する体制を確立し、飼料用動物性油脂製造業者と牛の脊柱の分別に関する契約を締結する。

(2) 飼料用動物性油脂製造業者は、当該食肉事業者等における月齢に応じた分別管理状況を実地に調査する。この調査に当たって、飼料用動物性油脂

製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）は、確認通知別添 8-1 の 1 の（4）に基づいて、（1）の契約が遵守されていること、飼料用動物性油脂製造業者による分別管理状況の確認が適切に行われていること等について調査するものとする。

- （3）飼料用動物性油脂製造業者は、（2）の結果、牛の脊柱の月齢に応じた分別管理が適切に行われていることを確認した後、確認通知第 1 の 3 の（2）に基づき、原料収集先の変更について「製造基準適合確認申請変更届」（確認通知別記様式第 6 号）により農林水産大臣に届け出る。変更届には、原料収集先の一覧表を添付し、当該食肉事業者等の備考欄に「油脂原料脊柱」と記載する。

3 変更手続後の原料収集先における月齢に応じた分別管理の確認について

飼料用動物性油脂製造業者は、変更手続後においても、必要に応じて、当該食肉事業者等における月齢に応じた分別管理状況を実地に調査する。この調査に当たっても、飼料用動物性油脂製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政局は、2 の（2）と同様の事項について調査するものとする。

また、地方農政局又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターは、必要に応じて、当該食肉事業者等における月齢に応じた分別管理状況を調査するものとする。

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」
(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知) 一部改正新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>別添8-1 飼料用動物性油脂の製造基準</p> <p>1 原料受入に係る基準 (1) 収集先 飼料用の動物性油脂の製造に用いる原料は、別添8-2の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であって別記様式第9号の原料供給管理票が発行されたもの、(4)のイ及びウの契約を締結した者から収集されるもの又は農場から直接出荷されるもののみ受け入れること。なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚又は家きんであり、牛(月齢が30月以下の牛を除く。)の脊柱又はと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条の検査を経ない牛(以下「脊柱等」という。)の混入がないことが目視で確認できるものに限る。 なお、脊柱が30月齢以下の牛に由来することの確認は、別添8-2に従って行うものとする。</p> <p>(2) 原料の輸送 原料の輸送に当たっては、別添8-2の確認基準を満たした条件で輸送すること。なお、農場から輸送される解体処理をされない豚又は家きんの輸送に当たっては、脊柱等を入れる容器と共用されおらず、輸送前に洗浄を十分に行うこと。</p> <p>(3) 原料受入時の品質管理・記録 原料受入時に脊柱等が混入しないことを原料供給管理票</p>	<p>別添8-1 飼料用動物性油脂の製造基準</p> <p>1 原料受入に係る基準 (1) 収集先 飼料用の動物性油脂の製造に用いる原料は、別添8-2の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であって別記様式第9号の原料供給管理票が発行されたもの、(4)のイ及びウの契約を締結した者から収集されるもの又は農場から直接出荷されるもののみ受け入れること。なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚又は家きんであり、牛のせき柱又はと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条の検査を経ない牛(以下「せき柱等」という。)の混入がないことが目視で確認できるものに限る。</p> <p>(2) 原料の輸送 原料の輸送に当たっては、別添8-2の確認基準を満たした条件で輸送すること。なお、農場から輸送される解体処理をされない豚又は家きんの輸送に当たっては、せき柱等を入れる容器と共用されおらず、輸送前に洗浄を十分に行うこと。</p> <p>(3) 原料受入時の品質管理・記録 原料受入時にせき柱等が混入しないことを原料供給管理票</p>

記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。

また、原料供給管理票が携行されていない原料については、せき柱等を取り扱わない原料収集先からのものであって(4)のイ及びウの契約を締結したもの又は農場から直接出荷された原料であることを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿を8年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

原料収集先等原料収集にかかわる者とア又はイに定める事項及びウに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 原料収集先等は、別添8-2の確認基準を満たすこと。

イ 原料収集先等は、せき柱等を受け入れないこと。

ウ 原料収集先等は、契約を締結した飼料用動物性油脂の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける飼料用動物性油脂の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の製造工程と完全に分離すること。

また、確認を受ける飼料用動物性油脂の製造工程においては、1の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) 製造記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存する

の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。

また、原料供給管理票が携行されていない原料については、せき柱等を取り扱わない原料収集先からのものであって(4)のイ及びウの契約を締結したもの又は農場から直接出荷された原料であることを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿を8年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

原料収集先等原料収集にかかわる者とア又はイに定める事項及びウに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 原料収集先等は、別添8-2の確認基準を満たすこと。

イ 原料収集先等は、せき柱等を受け入れないこと。

ウ 原料収集先等は、契約を締結した飼料用動物性油脂の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける飼料用動物性油脂の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の製造工程と完全に分離すること。

また、確認を受ける飼料用動物性油脂の製造工程においては、1の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) 製造記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存する

こと。

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷工程

飼料用動物性油脂の出荷に当たっては、1の要件を満たす原料以外から製造された動物性油脂が混入しないようにすること。

(2) 動物性油脂供給管理票

飼料用動物性油脂の出荷に当たっては、別記様式第10号により動物性油脂供給管理票を作成し、製品の輸送時に携帯すること。また、製品の出荷後、飼料用動物性油脂の製造業者は、当該油脂が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、最終荷受者から回付された動物性油脂供給管理票を8年間保存すること。

(3) 出荷記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

4 製品輸送に係る基準

飼料用動物性油脂の輸送に当たっては専用の容器を用いるか、当該飼料を輸送する前に容器の洗浄を徹底すること。

5 製造・品質管理者

製造・品質管理者を設置し、原料の受入から製品の輸送までの業務について、管理基準及び作業手順を整備し、本基準に適合していることを定期的に確認するとともに、製品の品質について実地に管理すること。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、8年間保存すること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋、ローリ一等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

こと。

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷工程

飼料用動物性油脂の出荷に当たっては、1の要件を満たす原料以外から製造された動物性油脂が混入しないようにすること。

(2) 動物性油脂供給管理票

飼料用動物性油脂の出荷に当たっては、別記様式第10号により動物性油脂供給管理票を作成し、製品の輸送時に携帯すること。また、製品の出荷後、飼料用動物性油脂の製造業者は、当該油脂が遅滞なく最終荷受者から回付された動物性油脂供給管理票を8年間保存すること。

(3) 出荷記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

4 製品輸送に係る基準

飼料用動物性油脂の輸送に当たっては専用の容器を用いるか、当該飼料を輸送する前に容器の洗浄を徹底すること。

5 製造・品質管理者

製造・品質管理者を設置し、原料の受入から製品の輸送までの業務について、管理基準及び作業手順を整備し、本基準に適合していることを定期的に確認するとともに、製品の品質について実地に管理すること。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、8年間保存すること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋、ローリ一等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

別添 8-2

飼料用動物性油脂製造業者による油脂原料収集先の確認基準

1 油脂の原料を扱う事業場

(1) 動物性油脂の原料となる副産物（以下「副産物原料」という。）は、牛（月齢が30月以下の牛を除く。）の脊柱及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛（以下「脊柱等」という。）の部位と分別されていること。

なお、(3)の月齢に応じた分別管理が行われない場合は、副産物原料としないこと。

(2) 副産物原料は、専用の保管容器に保存されるときもに、脊柱等が混入しないよう分別され、保管されていること。

(3) 牛の脊柱（以下「脊柱」という。）の脱骨が行われている場合は、脊柱の脱骨は、特定の区分された場所で行われていること。当該特定の場所の作業上容易に脊柱を投入できる位置に脊柱が入っている旨が明示された専用の容器が常設され、脊柱はその容器で保管されていること。

特に、30月齢以下の牛に由来する脊柱を副産物原料として取り扱う場合は、これに加え、以下のアからエまでの手順により、それ以外の脊柱との分別管理（以下「月齢の分別管理」という。）が行われていること。ただし、原料収集先が30月齢以下の牛のみを取り扱っている場合は、この限りではない。

ア 30月齢以下の牛に由来する脊柱については専用の場所で脱骨し、それ以外の脊柱の脱骨を行う場所と明確に区分すること。イ アにより難い場合は、30月齢以下の牛に由来する脊柱とそれ以外の脊柱の脱骨の作業時間を分けるときもに、30月齢以下の牛に由来する脊柱の脱骨作業は、それ以外の脊柱の脱骨作

別添 8-2

飼料用動物性油脂製造業者による油脂原料収集先の確認基準

1 油脂の原料を扱う事業場

(1) 動物性油脂の原料となる副産物（以下「副産物原料」という。）は、牛のせき柱（以下「せき柱」という。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛の部位と分別されていること。

(2) 副産物原料は、専用の保管容器に保存されるときもに、せき柱が混入しないよう分別され、保管されていること。

(3) せき柱の脱骨が行われている場合は、せき柱の脱骨は、特定の区分された場所で行われていること。当該特定の場所の作業上容易にせき柱を投入できる位置に牛のせき柱が入っている旨が明示された専用の容器が常設され、牛のせき柱はその容器で保管されていること。

業の前に行うこと。

ウ ア及びイのいずれの場合においても、

① 脊柱の脱骨に当たっては、個体識別番号により脱骨する牛の月齢を確認すること。

② 脱骨作業者が脊柱の脱骨時に30月齢以下の牛に由来する牛肉であることを確認できるよう、タグ等の装着を行うこと。

③ 脱骨した30月齢以下の牛に由来する脊柱は、それ以外の脊柱との識別のため見やすい位置にマーキングを施し、専用の容器に収納すること。

④ 30月齢を超える牛に由来する脊柱は、30月齢以下の牛に由来する脊柱その他の油脂原料に混入しないよう、廃棄用の専用容器に収納すること。

⑤ ③と④の容器は異なる色とするか、容器の外側の見やすい位置に異なる色で「30以下」又は「30超」であることを明確に表示すること。

エ アからウまでの手順により30月齢以下の牛に由来する脊柱であることが確認できるもの（以下「油脂原料脊柱」という。）
以外は、脊柱等として取り扱うこと。

オ 油脂原料脊柱は、原料収集先が30月齢以下の牛のみを取り扱っている場合を除き、マーキングが施されていることを確認し、重量を測定すること。油脂原料脊柱を他の副産物原料と合わせる場合は、油脂原料脊柱の重量測定後とすること。

カ 脊柱の分別管理や背根神経節の分離の防止のため、油脂原料脊柱及び脊柱等は破砕しないこと。

キ 出荷する油脂原料脊柱は、以下を記録し、2年間保存すること。

① 出荷する油脂原料脊柱の出荷ロット毎の重量、脱骨前の牛肉の重量及び個体識別番号又は輸入牛である旨

② イにより月齢を区分する場合にあっては、作業開始時刻及び終了時刻並びに作業内容

(4) 副産物原料に脊柱等が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

(5) 副産物原料の出荷に当たっては、脊柱等が混入していないことを(7)の確認責任者が確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。

特に、油脂原料脊柱を含む副産物原料の出荷に当たっては、これに加え、(7)の確認責任者が、出荷する油脂原料脊柱について、出荷ロット毎に、その重量、脱骨前の牛肉の重量及び個体識別番号又は輸入牛であることを確認した上で、副産物原料に油脂原料脊柱が入っている旨、並びに当該油脂原料脊柱の重量及び個体識別番号又は輸入牛であることが記載された原料供給管理票が発行されること。この場合、発行した原料供給管理票の写しが2年間保存されること。

(6) 副産物原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。

なお、副産物原料を入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこととし、副産物原料と脊柱等を混載して出荷する場合は、脊柱等専用の気密容器を用い、当該容器に脊柱等が入っている旨が明示されていること。

(7) (1) から (6) までの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、確認責任者が作業者等に作業内容等を周知するとともに、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

(8) (1) から (7) までが確実に実施されている副産物原料を出荷すること。

(4) 副産物原料に生のせき柱が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

(5) 副産物原料の出荷に当たっては、せき柱が混入していないことを(7)の確認責任者が確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票を発行すること。

(6) 副産物原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。

なお、副産物原料を入れる容器は、せき柱を入れる容器と共用しないこととし、副産物原料とせき柱を混載して出荷する場合は、せき柱専用の気密容器を用い、当該容器にせき柱が入っている旨が明示されていること。

(7) (1) から (6) までの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

(8) (1) から (7) までが確実に実施されている副産物原料を出荷すること。

2 副産物原料の輸送

(1) 副産物原料の輸送に当たっては、副産物原料を入れる容器が脊柱等を入れる容器と共用されておらず、脊柱等が混入しないよう輸送されていること。

1の(3)のただし書により分別管理を行わない場合には、油脂原料脊柱を含む副産物原料は、輸送時に他の油脂原料収集先の副産物原料と合わせないこと。

(2) 脊柱等の輸送に当たっては、脊柱等が入っている旨が明示された専用容器を用いること。当該容器に対しては、脊柱等由来の液体等が漏れないよう対策を講じ、他の副産物原料を汚染しないよう輸送されていること。

(3) 輸送容器には、原料供給管理票が携行されていること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスパツク、PP袋、紙袋等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

別添9

輸入業者の確認基準

1 輸入先の事業場の基準

(1) 第1の1の(1)から(7)までの飼料を製造する輸入先の事業場は、以下の条件を満たすこと。

ア 製造工程が確認の対象となる動物由来たん白質の製造工程と完全に分離されていることが明らかとなる図面を提出すること。

イ ①から④までに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間で締結すること。

① 輸入先の事業場は、それぞれ別添1から別添7までの飼料

2 副産物原料の輸送

(1) 副産物原料の輸送に当たっては、副産物原料を入れる容器がせき柱を入れる容器と共用されておらず、せき柱が混入しないよう輸送されていること。

(2) せき柱の輸送に当たっては、せき柱が入っている旨が明示された専用容器を用いること。当該容器に対しては、せき柱由来の液体等が漏れないよう対策を講じ、他の副産物原料を汚染しないよう輸送されていること。

(3) 輸送容器には、原料供給管理票が携行されていること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスパツク、PP袋、紙袋等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

別添9

輸入業者の確認基準

1 輸入先の事業場の基準

(1) 第1の1の(1)から(7)までの飼料を製造する輸入先の事業場は、以下の条件を満たすこと。

ア 製造工程が確認の対象となる動物由来たん白質の製造工程と完全に分離されていることが明らかとなる図面を提出すること。

イ ①から④までに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間で締結すること。

① 輸入先の事業場は、それぞれ別添1から別添7までの飼料

の製造基準（輸入先の事業場と原料収集先の契約及び原料供給管理票の要件は除く。）を遵守すること。

- ② 契約内容に変更が生じる場合は、事前に連絡すること。
- ③ 輸出口ロットごとに①の製造基準に適合することについて製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書若しくはその写しを添付すること。
- ④ 輸入先の事業場は、契約を締結した輸入業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために製造国の政府機関又はそれと同等の機関が当該輸入業者に同行できることを認めること。

(2) 第1の1の(8)の飼料を製造する輸入先の事業場は、以下の条件を満たすこと。

ア 製造工程がイの①の要件を満たす原料以外の製造工程と完全に分離されていることが明らかとなる図面を提出すること。

イ ①から④までに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間で締結すること。

- ① 原料に特定部位及び牛（月齢が30月以下の子牛を除く。）の脊柱が含まれないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛由来のものを用いていないこと。

- ② 契約内容に変更が生じる場合は、事前に連絡すること。
- ③ 輸出口ロットごとに、①の原料に関する基準に適合することについて製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書又はその写しを添付すること。
- ④ 輸入先の事業場は、契約を締結した輸入業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために製造国の政府機関又はそれと同等の機関が当該輸入業者に同行できることを認めること。

の製造基準（輸入先の事業場と原料収集先の契約及び原料供給管理票の要件は除く。）を遵守すること。

- ② 契約内容に変更が生じる場合は、事前に連絡すること。
- ③ 輸出口ロットごとに①の製造基準に適合することについて製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書若しくはその写しを添付すること。
- ④ 輸入先の事業場は、契約を締結した輸入業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために製造国の政府機関又はそれと同等の機関が当該輸入業者に同行できることを認めること。

(2) 第1の1の(8)の飼料を製造する輸入先の事業場は、以下の条件を満たすこと。

ア 製造工程がイの①の要件を満たす原料以外の製造工程と完全に分離されていることが明らかとなる図面を提出すること。

イ ①から④までに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間で締結すること。

- ① 原料に特定部位及び牛のせき柱が含まれていないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛由来のものを用いていないこと。

- ② 契約内容に変更が生じる場合は、事前に連絡すること。
- ③ 輸出口ロットごとに、①の原料に関する基準に適合することについて製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書又はその写しを添付すること。
- ④ 輸入先の事業場は、契約を締結した輸入業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために製造国の政府機関又はそれと同等の機関が当該輸入業者に同行できることを認めること。

2 輸入業者の基準

(1) 第1の1の(1)に定めるもの

ア 販売荷口ごとに、製造基準に適合することを証明する製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書又はその写しを添付すること。

イ 輸入業者は、法第52条の規定に従い、適切に輸入及び出荷に関する帳簿を備え、記録を8年間保存すること。

(2) 第1の1の(2)から(6)まで及び(8)に定めるもの

(1)のイ及びビに定める条件のほか、次の条件を満たすこと。

ア トランスパックス等当該輸入品が直接接触するものであって、これらの保管のために用いる容器には、別添2から6-1まで又は別添8の飼料の製造基準に基づいたものを使用すること。

イ 輸入業者は、輸入品の流通を管理する流通管理者を選任すること。

ウ 輸入業者は、次に定める事項を内容とする流通管理規程を定めること。

① 流通管理者は、当該輸入品の保管から輸送までの業務がアの製造基準に適合していることを定期的に確認すること。

② 流通管理者は、当該輸入品の出荷に当たり、1の(1)のイの③又は1の(2)のイの③の証明書が発行されていることを確認した上で、別記様式第8号による肉骨粉等供給管理票又は別記様式第10号による動物性油脂供給管理票を作成すること。輸入業者は、当該証明書とともに肉骨粉等供給管理票又は動物性油脂供給管理票を製品に添付して出荷するものとすること。

③ 輸入業者は、製品の出荷後、当該輸入品が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認すること。

④ 流通管理者は、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票又は動物性油脂供給管理票を8年間保存すること。

エ それぞれ別添2から6-1まで又は別添8の製品輸送に係る基

2 輸入業者の基準

(1) 第1の1の(1)に定めるもの

ア 販売荷口ごとに、製造基準に適合することを証明する製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書又はその写しを添付すること。

イ 輸入業者は、法第52条の規定に従い、適切に輸入及び出荷に関する帳簿を備え、記録を8年間保存すること。

(2) 第1の1の(2)から(6)まで及び(8)に定めるもの

(1)のイ及びビに定める条件のほか、次の条件を満たすこと。

ア トランスパックス等当該輸入品が直接接触するものであって、これらの保管のために用いる容器には、別添2から6-1まで又は別添8の飼料の製造基準に基づいたものを使用すること。

イ 輸入業者は、輸入品の流通を管理する流通管理者を選任すること。

ウ 輸入業者は、次に定める事項を内容とする流通管理規程を定めること。

① 流通管理者は、当該輸入品の保管から輸送までの業務がアの製造基準に適合していることを定期的に確認すること。

② 流通管理者は、当該輸入品の出荷に当たり、1の(1)のイの③又は1の(2)のイの③の証明書が発行されていることを確認した上で、別記様式第8号による肉骨粉等供給管理票又は別記様式第10号による動物性油脂供給管理票を作成すること。輸入業者は、当該証明書とともに肉骨粉等供給管理票又は動物性油脂供給管理票を製品に添付して出荷するものとすること。

③ 輸入業者は、製品の出荷後、当該輸入品が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認すること。

④ 流通管理者は、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票又は動物性油脂供給管理票を8年間保存すること。

エ それぞれ別添2から6-1まで又は別添8の製品輸送に係る基

準に基づいて輸送すること。

(3) 第1の1の(7)に定めるもの

(1) のア及びイ並びに(2) のアに定める条件を満たすこと。

別記様式第1-1号

年 月 日

製造基準適合確認申請書

農林水産大臣 殿

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印 (注1)

下記の事業場における〇〇に由来する〇〇(注2)の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)〇〇〇の規定(注3)による確認を求めます。

記

1 事業場の名称

2 事業場の所在地

備考: 1 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 第1の1の(3)又は(6)の飼料を製造する場合

ア 原料収集先の一覧表(別記)

イ 原料収集先と締結した契約書の写し

ウ 製造工程の図面(第1の1の(3)又は(6)の飼料以外の動物由来たん白質を製造している場合にあっては、当該工程と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。)

(2) 第1の1の(4)又は(5)の飼料であって食肉事業者

基準に基づいて輸送すること。

(3) 第1の1の(7)に定めるもの

(1) のア及びイ並びに(2) のアに定める条件を満たすこと。

別記様式第1-1号

年 月 日

製造基準適合確認申請書

農林水産大臣 殿

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印 (注1)

下記の事業場における〇〇に由来する〇〇(注2)の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)〇〇〇の規定(注3)による確認を求めます。

記

1 事業場の名称

2 事業場の所在地

備考: 1 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 第1の1の(3)又は(6)の飼料を製造する場合

ア 原料収集先の一覧表(別記)

イ 原料収集先と締結した契約書の写し

ウ 製造工程の図面(第1の1の(3)又は(6)の飼料以外の動物由来たん白質を製造している場合にあっては、当該工程と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。)

(2) 第1の1の(4)又は(5)の飼料であって食肉事業者

から原料を収集して製造する場合

- ア 原料収集先の一覧表 (別記)
- イ 原料収集先と締結した契約書の写し
- ウ 製造工程の図面

(3) 第1の1の(7)の飼料であって鶏卵を含む魚介類のすり身を取り扱う事業場等から原料を収集して製造する場合(ア及びイの原料収集先は、鶏卵を含む魚介類のすり身を取り扱う事業場等に限る。)

- ア 原料収集先の一覧表 (別記)
- イ 原料収集先と締結した契約書の写し
- ウ 製造工程の図面

(4) 第1の1の(8)の飼料を製造する場合

- ア 原料収集先の一覧表 (別記)
- イ 原料収集先と締結した契約書の写し
- ウ 製造工程の図面 (と畜場法 (昭和28年法律第114号) 第14条の検査を經ていないもの又は牛の脊柱を処理する工程を併設している等の場合) については、当該工程と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。)

(5) (1)、(2)、(3) 及び (4) 以外の場合

- 製造工程の図面
- 2 正本1部及び副本2部を提出すること。

(注1) 氏名を自署する場合にあつては、押印を省略することができる。

(注2) 製造に係る品目を記載する。

(記載例)

ゼラチン、家きんに由来するチキンミール、豚に由来する肉骨粉、豚及び家きんに由来する原料混合肉骨粉、魚介類由来たん白質

から原料を収集して製造する場合

- ア 原料収集先の一覧表 (別記)
- イ 原料収集先と締結した契約書の写し
- ウ 製造工程の図面

(3) 第1の1の(7)の飼料であつて鶏卵を含む魚介類のすり身を取り扱う事業場等から原料を収集して製造する場合(ア及びイの原料収集先は、鶏卵を含む魚介類のすり身を取り扱う事業場等に限る。)

- ア 原料収集先の一覧表 (別記)
- イ 原料収集先と締結した契約書の写し
- ウ 製造工程の図面

(4) 第1の1の(8)の飼料を製造する場合

- ア 原料収集先の一覧表 (別記)
- イ 原料収集先と締結した契約書の写し
- ウ 製造工程の図面 (と畜場法 (昭和28年法律第114号) 第14条の検査を經ていないもの又は牛のせき柱を処理する工程を併設している等の場合) については、当該工程と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。)

(5) (1)、(2)、(3) 及び (4) 以外の場合

- 製造工程の図面
- 2 正本1部及び副本2部を提出すること。

(注1) 氏名を自署する場合にあつては、押印を省略することができる。

(注2) 製造に係る品目を記載する。

(記載例)

ゼラチン、家きんに由来するチキンミール、豚に由来する肉骨粉、豚及び家きんに由来する原料混合肉骨粉、魚介類由来たん白質

(注3) 製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第1の規定を記載する。

(別記)

原料収集先の一覧表

確認を受ける事業場の名称

確認を受ける事業場又は主たる事務所の連絡先(電話番号)

業種	事業場の名称	事業場の住所	備考

(注)

- 1 一覧表が2枚以上になる場合には、「確認を受ける事業場」及び「確認を受ける事業場又は主たる事務所の連絡先」は、2枚目以降には記載する必要はない。
- 2 業種欄には、「と畜場」、「食肉処理業」、「食肉販売業」、「食肉製品製造業」、「収集業」等の当該原料収集先の業態の別を記載する。
- 3 備考欄には、当該原料収集先担当部署の電話番号等連絡先を記載する。
- 4 油脂原料・香料を副産物原料とする場合には、原料収集先の備考欄に「油脂原料・香料」と記載する。

(注3) 製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第1の規定を記載する。

(別記)

原料収集先の一覧表

確認を受ける事業場の名称

確認を受ける事業場又は主たる事務所の連絡先(電話番号)

業種	事業場の名称	事業場の住所	備考

(注)

- 1 一覧表が2枚以上になる場合には、「確認を受ける事業場」及び「確認を受ける事業場又は主たる事務所の連絡先」は、2枚目以降には記載する必要はない。
- 2 業種欄には、「と畜場」、「食肉処理業」、「食肉販売業」、「食肉製品製造業」、「収集業」等の当該原料収集先の業態の別を記載する。
- 3 備考欄には、当該原料収集先担当部署の電話番号等連絡先を記載する。

別記様式第9号

(原料供給管理票の記載例)

原料供給管理票	
副産物の原料供給業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者又は確認責任者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する原料の種類	豚
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	1,000kg

※ 供給する原料の種類については、具体的な由来動物について明記し、牛由来原料を使用する場合は、牛の脊柱が含まれていないことを明記すること。なお、牛の脊柱を脱骨する事業者が、油脂原料脊柱を副産物原料とする場合にあつては、供給する原料の種類欄にその旨を以下の例に従って明記し、別添として副産物原料とする牛の個体識別番号又は輸入牛であることが確認できる書面を添付すること。

記載例：「牛（油脂原料脊柱 ○kg（別添）を含む。）」

別記様式第9号

(原料供給管理票の記載例)

原料供給管理票	
副産物の原料供給業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者又は確認責任者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する原料の種類	豚
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	1,000kg

※ 供給する原料の種類については、具体的な由来動物について明記し、牛由来原料を使用する場合は、牛のせき柱が含まれていないことを明記すること。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部を改正する省令新旧対照条文

○ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	原 案
<p>別表第1（第1条関係） 1～4 〔略〕</p> <p>5 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準</p> <p>(1) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の成分規格</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ウ 牛等を対象とする飼料（ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を除く。以下同じ。）は、動物性油脂（<u>牛（月齢が30月以下の牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を經ていない牛の部位が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された油脂（以下「確認済動物性油脂」という。）であつて反すう動物由来動物性油脂（反すう動物に由来する動物性油脂をいい、特定動物性油脂を除く。以下同じ。）を含まないもの並びに特定動物性油脂を除く。）を含んではならない。</u></p> <p>エ 〔略〕</p> <p>(2)～(5) 〔略〕</p>	<p>別表第1（第1条関係） 1～4 〔略〕</p> <p>5 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準</p> <p>(1) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の成分規格</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ウ 牛等を対象とする飼料（ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を除く。以下同じ。）は、動物性油脂（<u>牛のせき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を經ていない牛の部位が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された油脂（以下「確認済動物性油脂」という。）であつて反すう動物由来動物性油脂（反すう動物に由来する動物性油脂をいい、特定動物性油脂を除く。以下同じ。）を含まないもの並びに特定動物性油脂を除く。）を含んではならない。</u></p> <p>エ 〔略〕</p> <p>(2)～(5) 〔略〕</p>

写

16消安第9574号
平成17年3月11日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について

今般、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成17年農林水産省令第15号）が公布され、平成17年4月1日より、豚及び家きんに由来するたん白質については、その製造工程がこれらのたん白質以外の動物由来たん白質を製造する工程と確実に分離されていることを農林水産大臣が確認した場合に限り、豚、鶏及びうずら用の飼料に用いることを認めることとされた。

これに伴い、豚及び家きんに由来するたん白質を始めとする動物由来たん白質又はこれを原料とする飼料の製造工程が他の動物由来たん白質の製造工程と分離されていること等に関する農林水産大臣の確認（以下「大臣確認」という。）の具体的な手続を下記のとおり定めたので、御了知の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力を御願います。

なお、従来、大臣確認の手続につき定めていた次の通知を別紙新旧対照表のとおり改正し、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）別表第1の大臣確認の具体的な手続については、今後は本通知によることとしたので、併せて御了知願いたい。

- ① 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について」（平成13年10月15日付け13生畜第3896号農林水産省生産局長、水産庁長官通知） 別紙1
- ② 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について」（平成13年11月1日付け13生畜第4224号農林水産省生産局長、水産庁長官通知） 別紙2
- ③ 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の

施行について」(平成15年6月30日付け15生畜第2138号農林水産省生産局長、水産庁長官通知) 別紙3

- ④ 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について」(平成16年2月26日付け15消安第6360号農林水産省消費・安全局長通知) 別紙4

記

第1 大臣確認の手續について

1 大臣確認の対象となる動物由来たん白質及び動物性油脂について

大臣確認の対象となる動物由来たん白質等は、次の動物由来たん白質又は動物性油脂とする。

- (1) ゼラチン及びコラーゲン
- (2) 豚又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白
- (3) 豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉
- (4) チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉及び血しょうたん白
- (5) 家きんに由来する加水分解たん白及び蒸製骨粉
- (6) 豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉
- (7) 魚介類に由来するたん白質
- (8) 動物性油脂(獣畜、鳥類又は魚介類を原料として製造された油脂をいい、魚介類のみを原料として、ほ乳動物及び家きんに由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものを除く。)であって、次のアからエに定めるもの以外のもの
 - ア 食用の肉から採取した脂肪のみを原料とするものであって不溶性不純物の含有量が0.02%以下である動物性油脂(以下「特定動物性油脂」という。)
 - イ 食用として出荷され、流通している動物性油脂
 - ウ 飲食店等から回収された使用済みの食用油(野菜のみを調理した植物性油脂等、動物性油脂が混入していないことが明らかなものを除く。以下「回収食用油」という。)であって、回収先のリスト等により当該油脂の製造に用いられた原料の種類、収集先等が確認できるもの(注：不溶性不純物の含有量が0.02%以下の回収食用油は特定動物性油脂として、それ以外の回収食用油は、大臣確認を受けた工程において

製造された油脂（以下「確認済動物性油脂」という。）として取り扱うものとする。）

エ 確認済動物性油脂、特定動物性油脂、回収食用油、植物性油脂等を単に混合・調製等したいわゆる混合油脂

2 飼料の製造業者又は輸入業者の製造工程の確認手続について

(1) 省令別表第1の2の(1)のア、エ、オ若しくはク又は5の(1)のウの規定による確認を受けようとする飼料の製造業者又は輸入業者は、飼料の製造に係る事業場ごとに、別記様式第1-1号又は第1-2号により、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を経由して農林水産大臣に対し大臣確認の申請を行うものとする。

(2) 農林水産大臣は、(1)の申請があったときは、当該申請に係る製造工程（輸入業者の申請にあつては、当該申請に係る飼料の輸入先の事業場における製造工程。以下同じ。）が第1の1の(1)から(8)までの大臣確認の対象となる動物由来たん白質及び動物性油脂の区分に応じ、それぞれ、別添1から別添9までの飼料の製造工程に関する基準（以下「製造基準」という。）に適合しているかどうかについて審査を行い、当該申請を確認する場合は、別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとし、輸入業者に係るものにあつては、併せて別記様式第2-2号により申請者に通知するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとする。

(3) 製造基準に適合していることについて大臣確認を受けた飼料（以下「確認済飼料」という。）の製造業者又は輸入業者は、当該大臣確認を受けた事業場の製造工程が製造基準に適合しなくなったときは、別記様式第3-1号により、センターを経由して農林水産大臣に速やかに大臣確認の取消しを申請するものとする。農林水産大臣は、別記様式第3-1号による申請があったとき又は農林水産大臣が製造基準に適合しないと認めるときは、直ちに当該大臣確認を取り消し、その旨を別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとし、また、輸入業者に係るものにあつては、別記様式第3-2号により申請者に通知するものとする。なお、別記様式第2-2号の書換えが必要な場合にあつては、併せて、書き換えた別記様式第2-2号を申請者に通知するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとする。

3 製造工程の変更確認の手続について

(1) 製造工程の変更

ア 確認済飼料の製造業者又は輸入業者は、確認を受けた製造工程を変更しようとする場合には、当該製造工程の変更の1か月前までに、別記様式第4号により、センターを經由して農林水産大臣に大臣確認の変更確認申請を行うものとする。

イ 農林水産大臣は、アの変更確認申請があったときは、当該申請に係る製造工程が製造基準に適合しているかどうかについて審査の上、輸入業者に係るものにあつては、別記様式第5号により、その結果を申請者に通知するものとする。

ウ 農林水産大臣は、イの審査の結果、製造基準に適合しないと認めたときは、直ちに当該大臣確認を取り消し、その旨を別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとし、輸入業者に係るものにあつては、別記様式第3-2号により申請者に通知する。なお、別記様式第2-2号の書換えが必要な場合にあつては、併せて、書き換えた別記様式第2-2号を申請者に通知するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとするものとする。

(2) 確認済飼料の製造業者等の会社名等の変更

確認済飼料の製造業者又は輸入業者は、会社名（製造業者にあつては、事業場名を含む。）、代表者又は本社の住所、軽微な製造工程等（製造業者にあつては原料収集先、事業場名、所在地等を、輸入業者にあつては輸入先の事業場名、所在地等をいう。）を変更しようとする場合には、別記様式第6号により、遅滞なく、センターを經由して農林水産大臣にこれらの事項の変更を届け出るものとする。

農林水産大臣は、別記様式第2-1号の確認簿に記載された事項について、別記様式第6号の届出を受理したときは、その旨を別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとする。

第2 製造設備の故障等についての対応

確認済飼料の製造業者は、予期しない製造設備の故障等により、大臣確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに、確認済飼料の製造を一時停止するとともに、その概要をセンターを經由して農林水産大臣に報告するものとする。

第3 契約の締結を要する原料収集先の調査について

第1の1の(3)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)（(4)、(5)及び(7)にあっては、原料収集先と契約を締結している場合に限る。）に定める飼料につき製造業者から第1の2の(1)の大臣確認の申請又は第1の3の(2)の変更の届出をセンターが受理したときは、当該申請又は届出を行った飼料の製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局」という。）に対し、受理した書類（副1部）を送付するものとする。当該地方農政局は、原則として、別添3-1の1の(4)、別添4の1の(4)、別添5の1の(4)、別添6-1の1の(4)若しくは(5)、別添7の1の(4)又は別添8-1の1の(4)に基づいて、当該業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に同行し、当該契約が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等について調査の上、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に報告するものとする。

第4 その他

- 1 本通知の施行前に関係通知に基づき提出された大臣確認の申請書は、本通知に基づき提出された申請書とみなす。
- 2 本通知の施行の際現に関係通知に基づき交付されている大臣確認の確認書は、本通知の施行後も（有効期間の定めがあるものにおいては、有効期間が終了するまでの間）なお効力を有する。
- 3 大臣確認の対象となる動物性たん白質又は動物性油脂については、平成18年3月31日（当該動物性たん白質又は動物性油脂の輸入に係る製造工程が同日前に大臣確認を受けた場合においては、当該確認を受けた日）以前に輸入されたものであって、別添1から7まで又は別添9の1の(2)のイの①の製造基準等に適合することについて製造国証明機関の証明書又はその写しが添付されている場合には、大臣確認を受けたものと同等のものとして取り扱うものとする。

別添 1

ゼラチン及びコラーゲンの製造基準

1 原料受入に係る基準

ゼラチン又はコラーゲン（以下「ゼラチン等」という。）の製造に用いる原料受入の記録は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

2 製造に係る基準

(1) 製造工程

確認を受けるゼラチン等の製造工程は、ア又はイの要件を満たしていること。

ア 皮を原料としてゼラチン等を製造する場合、皮以外に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものであること。

イ 骨（頭蓋骨及び椎骨を除く。）を原料としてゼラチン等を製造する場合、当該製品の製造工程において、①加圧下での洗浄、②酸による脱灰、③長期のアルカリ処理、④ろ過、⑤138℃で4秒間の殺菌の各処理がなされていること。

(2) 製造記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

3 製品出荷に係る基準

製品出荷の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

別添 2

豚（又は馬）に由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚（又は馬）に由来する血粉及び血しょうたん白（以下「血粉等」という。）の製造に用いる原料は、ア及びイの要件を満たす原料収集先からの血液であって、別記様式第7号による血液供給管理票が携行されたもののみ受け入れること。

ア 血粉等の原料となる血液（以下「原料血液」という。）の採取対象動物は、と畜場において、と畜検査員による生前検査を受け、食用に供するためにと畜及び解体が認められた豚（又は馬）のみから血液を採取すること。

イ 原料血液の採取方法は、解体を行う前に他の組織が混入しないよう血液を回収した上で専用の処理施設に直ちに搬送し、専用タンクに保管すること。

(2) 原料血液の輸送

原料血液の輸送に当たっては、専用容器を用い血液供給管理票が添付されていること。原料血液の輸送容器に対しては、原料血液以外の血液等が混入しないよう対策を講じること。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料受入時に原料血液以外の動物質原料が混入していないことを血液供給管理票の記載内容、供給された原料血液の内容、数量、分別流通の状況等により確認し、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。血液供給管理票は、8年間保存すること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

血液専用の設備であって、食肉加工施設及び肉骨粉等の製造施設から完全に分離していること。豚（又は馬）のみの血液を専用工程で製造すること。

(2) 製造記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷工程

確認を受ける血粉等の出荷に当たっては、1の要件を満たす原料血液以外から製造されたものが混入しないようにし、新品の包装容器を用いて包装すること。

(2) 肉骨粉等供給管理票

確認を受ける血粉等の出荷に当たっては、別記様式第8号により肉骨粉等

供給管理票を作成し、製品の輸送時に携行すること。また、製品の出荷後、血粉等の製造業者は、当該血粉等が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

(3) 出荷記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

4 製品輸送に係る基準

確認を受けた血粉等以外の動物性たん白質等を入れた容器と混載する場合は、輸送容器に蓋をする等対策を講じること。

5 製造・品質管理者

製造・品質管理者を設置し、原料の受入から製品の輸送までの業務について、管理基準及び作業手順を整備し、本基準に適合していることを定期的に確認するとともに、製品の品質について実地に管理すること。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、8年間保存すること。

6 成分規格

(1) 病原微生物に汚染されていないこと。

(2) 他の動物種の血液、血しょうが含まれていないこと。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋、輸送管等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

豚肉骨粉等の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「豚肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料は、別添 3 - 2 の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であって別記様式第 9 号による原料供給管理票が携行されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚であり、豚以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては別添 3 - 2 の確認基準を満たした条件で輸送すること。ただし、農場から解体処理をされていない豚を輸送するに当たっては、豚以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の輸送容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料受入時に受入原料に豚由来以外の動物質原料が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が携行されていない原料については、解体処理されていない豚であり豚以外の原料の混入がないことを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第 5 2 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿を 8 年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

原料収集先等原料収集にかかわる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 原料収集先等は、別添 3 - 2 の確認基準を満たすこと。

イ 原料収集先等は、申請に係る製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける豚肉骨粉等の製造工程は、1 の要件を満たす原料以外の製造工程と完全に分離すること。

また、確認を受ける豚肉骨粉等の製造工程においては、1の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) 製造記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

3. 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

豚肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該肉骨粉等を使用する飼料製造工程が、牛用飼料の製造工程ではないことを確認すること。

(2) 出荷工程

豚肉骨粉等の出荷に当たっては、1の要件を満たす原料以外から製造された動物由来たん白質が混入しないようにすること。

(3) 肉骨粉等供給管理票

豚肉骨粉等の出荷に当たっては、別記様式第8号により肉骨粉等供給管理票を作成し、製品の輸送時に携行すること。また、製品の出荷後、豚肉骨粉等の製造業者は、当該肉骨粉等が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

(4) 出荷記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

4. 製品輸送に係る基準

豚肉骨粉等の製品の輸送に当たっては、専用の容器で確認済飼料のみを輸送すること。

5. 製造・品質管理者

製造・品質管理者を設置し、原料の受入から製品の輸送までの業務について、管理基準及び作業手順を整備し、本基準に適合していることを定期的に確認するとともに、原料・製品の品質について実地に管理・検査すること。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、8年間保存すること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

豚肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) と畜場

ア 豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の原料とする豚に由来する副産物（以下「豚原料」という。）は、豚以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。

イ 豚のと畜から枝肉になるまでの豚原料が排出される処理工程（以下「豚処理工程」という。）は、豚以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等混入防止対策を施した区域（以下「混入防止区域」という。）を設定すること。

なお、全ての豚処理工程を豚以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等が困難な場合にあつては、一部の豚処理工程について、壁で仕切る等の混入防止対策を施し、混入防止区域に設定すること。

また、豚処理工程の作業は、豚専用の器具を用いること。

ウ 豚原料は、専用の保管容器に保存するとともに、豚原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。

なお、一部の豚処理工程を混入防止区域とした場合にあつては、豚原料に混入防止区域以外から排出される副産物が混入しないよう分別され、保管されていること。

エ 混入防止区域の作業は、豚専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。豚以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。

なお、一部の豚処理工程を混入防止区域とした場合にあつては、豚作業員が混入防止区域に立ち入る際に、作業着や靴等を洗浄すること。

オ 豚原料に豚原料以外が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

カ 豚原料の出荷に当たっては、豚原料以外が混入していないことをクの確認責任者が確認した上で、別記様式 9 号により原料供給管理票が発行されること。

キ 豚原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、豚原料を入れる容器は、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。豚原料と豚原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚原料以外の動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。

ク アからキまでの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

ケ アからクまでが確実に実施されている豚原料を出荷すること。

(2) カット場等

カット場等とは、肉等のカット、ミンチ、エキスの抽出等を行う食品工場をいう。

ア と畜場等から輸送される豚の枝肉又は枝肉以外の可食部（頭部、足部、骨及び内臓をいう。）は、豚の枝肉又は枝肉以外の可食部（以下「枝肉等」という。）のみを輸送容器に入れて輸送されたものであること。豚の枝肉等の輸送容器は、豚の枝肉等の専用容器か、豚の枝肉等を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した豚以外の血液等を十分に落とすこと。

なお、カット場等より輸送されるカットされた豚肉等（骨を含む。以下「豚カット肉等」という。）は、豚カット肉等の工程が全ての段階において壁等で仕切られた施設から製造されたものであり、豚カット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。

イ 豚の枝肉等及び豚カット肉等の保管から豚原料が生じるカット等の工程までは、豚以外の枝肉等及び豚カット肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止区域を設定すること。

カット等の工程の作業には、豚専用の器具を用いること。

ウ 豚原料は、専用の保管容器に保存するとともに、豚原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。

エ 混入防止区域の作業は、豚専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。豚以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。

オ 豚原料に豚原料以外が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

カ 豚原料の出荷に当たっては、豚原料以外が混入していないことをクの確認責任者が確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。

キ 豚原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、豚原料を入れる容器は、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。豚原料と豚原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。

ク アからキまでの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

ケ アからクまでが確実に実施されている豚原料を出荷すること。

2 豚原料の輸送

(1) 豚原料の輸送に当たっては、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用い、豚以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように

輸送されていること。

- (2) 豚原料と豚原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の蓋をした容器を用いること。
- (3) 輸送容器には、原料供給管理票が携行されていること。

注 「容器」とは、輸送車、バルク車、トランスバック、PP袋等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

別添 4

チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉及び血しょうたん白（以下「チキンミール等」という。）の製造に用いる原料（以下「家きん原料」という。）は、家きんを飼養する農場又は食鳥処理場若しくは(4)のア及びイの契約を締結した家きんを専門に処理するカット場等（以下「家きんカット場等」という。）から収集されるもののみを受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない家きんであり、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2) 原料の輸送

家きん原料の輸送に当たっては、専用容器を用いて家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないよう輸送すること。ただし、農場から解体処理をされていない家きんを輸送するに当たっては、家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の輸送容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

(3) 原料受入時の記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

(4) 家きんカット場等との契約

家きんカット場等原料収集にかかわる者と(2)並びに以下のア及びイを内容とする契約を締結すること。

ア 家きんカット場等は、家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質を受け入れないこと。

イ 家きんカット場等は、契約を締結したチキンミール等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受けるチキンミール等の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の製造工程と完全に分離すること。

また、確認を受けるチキンミール等の製造工程においては、1の要件を満たす原料以外から製造された動物由来たん白質が混入しないようにすること。

(2) 製造記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷工程

チキンミール等の出荷に当たっては、1の要件を満たす原料以外から製造された動物由来たん白質が混入しないようにすること。

(2) 肉骨粉等供給管理票

チキンミール等の出荷に当たっては、別記様式第8号により肉骨粉等供給管理票を作成し、製品の輸送時に携行すること。また、製品の出荷後、チキンミール等の製造業者は、当該チキンミール等が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

(3) 出荷記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

4 製品輸送に係る基準

チキンミール等の製品の輸送に当たっては、専用容器で確認済飼料のみを輸送すること。容器の専用化が行えない場合は、容器の洗浄を徹底した上で確認済飼料のみを輸送すること。

5 製造管理者

製造管理者を設置し、原料の受入から製品の輸送までの業務について、管理基準及び作業手順を整備し、本基準に適合していることを、実地に管理すること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

別添 5

家きんに由来する加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

家きんに由来する加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「家きん加水分解たん白等」という。）の製造に用いる原料（以下「家きん原料」とする。）は、家きんを飼養する農場又は食鳥処理場若しくは(4)のア及びイの契約を締結した家きんカット場等から収集されるもののみを受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない家きんであり、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2) 原料の輸送

家きん原料の輸送に当たっては、専用容器を用いて家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないよう輸送すること。ただし、農場から解体処理をされていない家きんを輸送するに当たっては、家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の輸送容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

(3) 原料受入時の記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

(4) 家きんカット場等との契約

家きんカット場等原料収集にかかわる者と(2)並びに以下のア及びイを内容とする契約を締結すること。

ア 家きんカット場等は、家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質を受け入れないこと。

イ 家きんカット場等は、契約を締結したチキンミール等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける家きん加水分解たん白等の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の製造工程と完全に分離すること。

また、確認を受ける家きん加水分解たん白等の製造工程においては、1の要件を満たす原料以外から製造された動物由来たん白質が混入しないようにすること。

(2) 製造記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷工程

家きん加水分解たん白等の出荷に当たっては、1の要件を満たす原料以外から製造された動物由来たん白質が混入しないようにすること。

(2) 肉骨粉等供給管理票

家きん加水分解たん白等の出荷に当たっては、別記様式第8号により肉骨粉等供給管理票を作成し、製品の輸送時に携行すること。また、製品の出荷後、家きん加水分解たん白等の製造業者は、当該家きん加水分解たん白等が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

(3) 出荷記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

4 製品輸送に係る基準

家きん加水分解たん白等の製品の輸送に当たっては、専用の輸送容器で確認済飼料のみを輸送すること。

5 製造管理者

製造管理者を設置し、原料の受入から製品の輸送までの業務について、管理基準及び作業手順を整備し、本基準に適合していることを、実地に管理すること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

別添 6 - 1

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

ア 豚について

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「原料混合肉骨粉等」という。）の製造に用いる豚に由来する原料（以下「豚原料」という。）は、別添 6 - 2 の確認基準の要件を満たす原料収集先と(4)のア及びイの契約を締結し、別記様式第 9 号による原料供給管理票が携行されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する豚原料は、解体処理されていない豚であり、豚以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

イ 家きんについて

原料混合肉骨粉等の製造に用いる家きんに由来する原料（以下「家きん原料」という）は、別添 6 - 2 の確認基準の要件を満たす原料収集先と(5)のア及びイの契約を締結し、別記様式第 9 号による原料供給管理票が携行されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する家きん原料は、解体処理されていない家きんであり、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2) 原料の輸送

豚原料及び家きん原料の輸送に当たっては、別添 6 - 2 の確認基準を満たした条件で輸送すること。

ただし、農場から輸送される解体処理をされていない豚及び家きんの輸送に当たっては、豚と家きんを分別した状態で輸送すること。輸送容器は輸送原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

豚原料又は家きん原料の受入時に、豚又は家きん由来以外の動物由来たん白質原料が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が携行されていない原料については、解体処理されていない豚又は家きんであり、豚又は家きん以外の原料の混入がないことを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第 5 2 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿を 8 年間保存すること。

(4) 豚原料の収集先との契約

豚原料の収集先等豚原料の収集にかかわる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が豚原料の収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 豚原料の収集先等は、別添 6-2 の確認基準を満たすこと。

イ 豚原料の収集先等は、申請に係る製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

(5) 家きん原料の収集先との契約

家きん原料の収集先等原料の収集にかかわる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が家きん原料の収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 家きん原料の収集先等は、別添 6-2 の確認基準を満たすこと。

イ 家きん原料の収集先等は、申請に係る製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける原料混合肉骨粉等の製造工程は、1 の要件を満たす原料以外の製造工程と完全に分離すること。

また、確認を受ける原料混合肉骨粉等の製造工程においては、1 の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) 製造記録

法第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

原料混合肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該肉骨粉等を使用する飼料製造工程が豚、鶏、うずら又は養殖水産動物用飼料の製造工程であることを確認すること。

(2) 出荷工程

原料混合肉骨粉等の出荷に当たっては、1 の要件を満たす原料以外から製造された動物由来たん白質が混入しないようにすること。

(3) 肉骨粉等供給管理票

原料混合肉骨粉等の出荷に当たっては、別記様式第 8 号により肉骨粉等供

給管理票を作成し、製品の輸送時に携行すること。

また、製品の出荷後、原料混合肉骨粉等の製造業者は、当該肉骨粉等が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

(4) 出荷記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

4 製品輸送に係る基準

原料混合肉骨粉等の製品の輸送に当たっては、専用の輸送容器で確認済飼料のみを輸送すること。

5 製造・品質管理者

製造・品質管理者を設置し、原料の受入から製品の輸送までの業務について、管理基準及び作業手順を整備し、本基準に適合していることを定期的に確認するとともに、原料・製品の品質について実地に管理・検査すること。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、8年間保存すること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

原料混合肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1. 原料収集先について

(1) と畜場及びカット場等

別添 3-2 の 1 の (1) 及び (2) の要件を満たすこと。

(2) 食鳥処理場又は家きんカット場等

ア 家きんカット場等は、家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質を受け入れないこと。

イ 原料混合肉骨粉の製造に用いる家きんに由来する副産物（以下「家きん原料」という。）の出荷に当たっては、家きん原料以外が混入していないことをエの確認責任者が確認した上で、別記様式第 9 号により原料供給管理票が発行されること。

ウ 家きん原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。
なお、家きん原料を入れる容器は、家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。

また、家きん原料と家きん原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、家きん原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。

エ アからウまでの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることを確認すること。

(3) 豚・家きん共用カット場等

ア と畜場等より輸送される豚の枝肉又は枝肉以外の可食部（頭部、足部、骨及び内臓をいう。）は、豚の枝肉又は枝肉以外の可食部（以下「枝肉等」という。）のみを輸送容器に入れて輸送されたものであること。豚の枝肉等の輸送容器は、豚の枝肉等の専用容器か、豚の枝肉等を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した豚以外の血液等を十分に落とすこと。

なお、カット場等より輸送されるカット等された豚肉等（骨を含む。以下「豚カット肉等」という。）は、豚カット肉等の工程が全ての段階において壁等で仕切られた施設から製造されたものであり、豚カット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。

イ 食鳥処理場又は家きんカット場等より輸送されるカット等された家きん肉等（骨を含む。以下「家きんカット肉等」という。）は、家きん専門の施設から製造されたものであり、家きんカット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。

ウ 豚の枝肉等若しくは豚カット肉等又は家きんカット肉等の保管から原料混合肉骨粉の原料となる副産物が生じるカット等の工程までは、豚以外の枝肉等及び豚カット肉等並びに家きんカット肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止区域を設定すること。

- カット等の工程の作業には、豚及び家きん専用の器具を用いること。
- エ 原料混合肉骨粉の原料となる豚に由来する副産物（以下「豚原料」という。）及び家きん原料は、各々、豚又は家きん専用の保管容器に分別して保存するとともに、豚原料又は家きん原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。
- オ 混入防止区域の作業は、豚及び家きん専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。
また、豚及び家きん以外の家畜等処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。
- カ 豚原料に豚原料以外が、また、家きん原料に家きん原料以外が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。
- キ 豚原料の出荷に当たっては、豚原料以外が混入していないことを確認責任者が確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されていること。
- ク 家きん原料の出荷に当たっては、家きん原料以外が混入していないことを確認責任者が確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されていること。
- ケ 豚原料及び家きん原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。
なお、豚原料又は家きん原料を入れる容器は、各々、豚原料又は家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。
また、豚原料及び家きん原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚原料又は家きん原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。
- コ アからケまでの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。
- サ アからコまでが確実に実施されている豚原料又は家きん原料を出荷すること。

2 豚原料及び家きん原料の輸送

- (1) 豚原料及び家きん原料の輸送に当たっては、各々、豚原料又は家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用い、豚又は家きん以外の動物に由来する血液その他の動物性たん白質が混入しないように輸送されていること。
- (2) 豚原料及び家きん原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚原料又は家きん原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないように専用の蓋をした容器を用いること。
- (3) 輸送容器には、原料供給管理票が携行されていること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PR袋、紙袋等及びその原料が

直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

魚介類由来たん白質の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

魚粉の製造に用いる原料は、魚介類のみを分別して取り扱う事業場（(4)のア及びイの契約を締結した鶏卵を含む魚介類のすり身を取り扱う事業場を含む。）から受け入れること。また、他の製造事業場で製造された魚粉等を原料として使用するに当たっては、大臣確認を受けた魚介類由来たん白質のみ受け入れること。

(2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、魚介類のみを取り扱う専用容器を用いるか、魚介類以外のたん白質が混入しないよう魚介類の輸送に際して容器の洗浄を行うこと。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料の受入に当たっては、収集先の適否及び輸送方法の適否について確認し、記録すること。記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存するとともに、収集先の適否及び輸送方法の適否の記録に関しては、8年間保存すること。

(4) 鶏卵を含む魚介類のすり身を取り扱う事業場との契約

鶏卵を含む魚介類のすり身を取り扱う事業場等原料収集にかかわる者と(2)並びに以下のア及びイを内容とする契約を締結すること。

ア 鶏卵を含む魚介類のすり身を取り扱う事業場等は、魚介類（鶏卵を含む魚介類のすり身を含む。）のみを分別して取り扱うこと。

イ 鶏卵を含む魚介類のすり身を取り扱う事業場等は、契約を締結した魚粉等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける魚粉等の製造工程は、ほ乳動物及び家きんに由来するたん白質（魚介類のすり身に含まれる鶏卵を除く。以下同じ。）の製造工程と完全に分離されていること。

また、製造工程中においてほ乳動物及び家きんに由来するたん白質が混入しないようにすること。

(2) 製造記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷工程

魚粉の出荷に当たっては、ほ乳動物及び家きんに由来するたん白質が混入しないようにすること。

(2) 出荷記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

4 製品輸送に係る基準

魚粉の製品の輸送に当たっては、専用の容器を用いるか、当該飼料を輸送する前に容器の洗浄を徹底すること。

5 製造管理者

製造管理者を設置し、原料の受入から製品の輸送までの業務が本基準に適合していることを、実地に管理すること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

飼料用動物性油脂の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

飼料用の動物性油脂の製造に用いる原料は、別添 8 - 2 の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であって別記様式第 9 号の原料供給管理票が携行されたもの、(4) のイ及びウの契約を締結した者から収集されるもの又は農場から直接出荷されるもののみ受け入れること。なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚又は家きんであり、牛（月齢が 30 月以下の牛を除く。）の脊柱又はと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条の検査を経ていない牛（以下「脊柱等」という。）の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

なお、脊柱が 30 月齢以下の牛に由来することの確認は、別添 8 - 2 に従って行うものとする。

(2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、別添 8 - 2 の確認基準を満たした条件で輸送すること。なお、農場から輸送される解体処理をされていない豚又は家きんの輸送に当たっては、脊柱等を入れる容器と共用されておらず、輸送前に洗浄を十分に行うこと。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料受入時に脊柱等が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が携行されていない原料については、脊柱等を取り扱わない原料収集先からのものであって(4) のイ及びウの契約を締結したもの又は農場から直接出荷された原料であることを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第 52 条に規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿を 8 年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

原料収集先等原料収集にかかわる者とア又はイに定める事項及びウに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 原料収集先等は、別添 8 - 2 の確認基準を満たすこと。

イ 原料収集先等は、脊柱等を受け入れないこと。

ウ 原料収集先等は、契約を締結した飼料用動物性油脂の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認の

ために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける飼料用動物性油脂の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の製造工程と完全に分離すること。

また、確認を受ける飼料用動物性油脂の製造工程においては、1の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) 製造記録

法第52条に規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷工程

飼料用動物性油脂の出荷に当たっては、1の要件を満たす原料以外から製造された動物性油脂が混入しないようにすること。

(2) 動物性油脂供給管理票

飼料用動物性油脂の出荷に当たっては、別記様式第10号により動物性油脂供給管理票を作成し、製品の輸送時に携行すること。また、製品の出荷後、飼料用動物性油脂の製造業者は、当該油脂が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、最終荷受者から回付された動物性油脂供給管理票を8年間保存すること。

(3) 出荷記録

法第52条に規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

4 製品輸送に係る基準

飼料用動物性油脂の輸送に当たっては専用の容器を用いるか、当該飼料を輸送する前に容器の洗浄を徹底すること。

5 製造・品質管理者

製造・品質管理者を設置し、原料の受入から製品の輸送までの業務について、管理基準及び作業手順を整備し、本基準に適合していることを定期的に確認するとともに、原料・製品の品質について実地に管理・検査すること。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、8年間保存すること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスパック、PP袋、紙袋、ローリー等及び

その原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

飼料用動物性油脂製造業者による油脂原料収集先の確認基準

1 油脂の原料を扱う事業場

(1) 動物性油脂の原料となる副産物（以下「副産物原料」という。）は、牛（月齢が 30 月以下を除く。）の脊柱及びと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条の検査を経ていない牛（以下「脊柱等」という。）の部位と分別されていること。

なお、(3)の月齢に応じた分別管理が行われない場合は、副産物原料としないこと。

(2) 副産物原料は、専用の保管容器に保存されるとともに、脊柱等が混入しないよう分別され、保管されていること。

(3) 牛の脊柱（以下「脊柱」という。）の脱骨が行われている場合は、脊柱の脱骨は、特定の区分された場所で行われていること。当該特定の場所の作業上容易に脊柱を投入できる位置に脊柱が入っている旨が明示された専用の容器が常設され、脊柱はその容器で保管されていること。

特に、30 月齢以下の牛に由来する脊柱を副産物原料として取り扱う場合は、これに加え、以下のアからエまでの手順により、それ以外の脊柱との分別管理（以下「月齢の分別管理」という。）が行われていること。ただし、原料収集先が 30 月齢以下の牛のみを取り扱っている場合は、この限りではない。

ア 30 月齢以下の牛に由来する脊柱については専用の場所で脱骨し、それ以外の脊柱の脱骨を行う場所と明確に区分すること。

イ アにより難しい場合は、30 月齢以下の牛に由来する脊柱とそれ以外の脊柱の脱骨の作業時間を分けるとともに、30 月齢以下の牛に由来する脊柱の脱骨作業は、それ以外の脊柱の脱骨作業の前に行うこと。

ウ ア及びイのいずれの場合においても、

① 脊柱の脱骨に当たっては、個体識別番号により脱骨する牛の月齢を確認すること。

② 脱骨作業者が脊柱の脱骨時に 30 月齢以下の牛に由来する牛肉であることを確認できるよう、タグ等の装着を行うこと。

③ 脱骨した 30 月齢以下の牛に由来する脊柱は、それ以外の脊柱との識別のため見やすい位置にマーキングを施し、専用の容器に収納すること。

④ 30 月齢を超える牛に由来する脊柱は、30 月齢以下の牛に由来する脊柱その他の油脂原料に混入しないよう、廃棄用の専用容器に収納すること。

⑤ ③と④の容器は異なる色とするか、容器の外側の見やすい位置に異な

- る色で「30以下」又は「30超」であることを明確に表示すること。
- エ アからウまでの手順により30月齢以下の牛に由来する脊柱であることが確認できるもの（以下「油脂原料脊柱」という。）以外は、脊柱等として取り扱うこと。
- オ 油脂原料脊柱は、原料収集先が30月齢以下の牛のみを取り扱っている場合を除き、マーキングが施されていることを確認し、重量を測定すること。油脂原料脊柱を他の副産物原料と合わせる場合は、油脂原料脊柱の重量測定後とすること。
- カ 脊柱の分別管理や背根神経節の分離の防止のため、油脂原料脊柱及び脊柱等は破碎しないこと。
- キ 出荷する油脂原料脊柱は、以下を記録し、2年間保存すること。
- ① 出荷する油脂原料脊柱の出荷ロット毎の重量、脱骨前の牛肉の重量及び個体識別番号又は輸入牛である旨
 - ② イにより月齢を区分する場合にあっては、作業開始時刻及び終了時刻並びに作業内容
- (4) 副産物原料に脊柱等が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。
- (5) 副産物原料の出荷に当たっては、脊柱等が混入していないことを(7)の確認責任者が確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。
- 特に、油脂原料脊柱を含む副産物原料の出荷に当たっては、これに加え、(7)の確認責任者が、出荷する油脂原料脊柱について、出荷ロット毎に、その重量、脱骨前の牛肉の重量及び個体識別番号又は輸入牛であることを確認した上で、副産物原料に油脂原料脊柱が入っている旨、並びに当該油脂原料脊柱の重量及び個体識別番号又は輸入牛であることが記載された原料供給管理票が発行されること。この場合、発行した原料供給管理票の写しが2年間保存されること。
- (6) 副産物原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。
- なお、副産物原料を入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこととし、副産物原料と脊柱等を混載して出荷する場合は、脊柱等専用の気密容器を用い、当該容器に脊柱等が入っている旨を明示されていること。
- (7) (1)から(6)までの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、確認責任者が作業等者に作業内容等を周知するとともに、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。
- (8) (1)から(7)までが確実に実施されている副産物原料を出荷すること。

2 副産物原料の輸送

- (1) 副産物原料の輸送に当たっては、副産物原料を入れる容器が脊柱等を入れ

る容器と共用されておらず、脊柱等が混入しないように輸送されていること。

1の(3)のただし書により分別管理を行わない場合には、油脂原料脊柱を含む副産物原料は、輸送時に他の油脂原料収集先の副産物原料と合わせないこと。

(2) 脊柱等の輸送に当たっては、脊柱等が入っている旨が明示された専用容器を用いること。当該容器に対しては、脊柱等由来の液体等が漏れないよう対策を講じ、他の副産物原料を汚染しないように輸送されていること。

(3) 輸送容器には、原料供給管理票が携行されていること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

輸入業者の確認基準

1 輸入先の事業場の基準

(1) 第1の1の(1)から(7)までの飼料を製造する輸入先の事業場は、以下の条件を満たすこと。

ア 製造工程が確認の対象となる動物由来たん白質の製造工程と完全に分離されていることが明らかとなる図面を提出すること。

イ ①から④までに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間で締結すること。

① 輸入先の事業場は、それぞれ別添1から別添7までの飼料の製造基準（輸入先の事業場と原料収集先の契約及び原料供給管理票の要件は除く。）を遵守すること。

② 契約内容に変更が生じる場合は、事前に連絡すること。

③ 輸出ロットごとに①の製造基準に適合することについて製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書若しくはその写しを添付すること。

④ 輸入先の事業場は、契約を締結した輸入業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために製造国の政府機関又はそれと同等の機関が当該輸入業者に同行できることを認めること。

(2) 第1の1の(8)の飼料を製造する輸入先の事業場は、以下の条件を満たすこと。

ア 製造工程がイの①の要件を満たす原料以外の製造工程と完全に分離されていることが明らかとなる図面を提出すること。

イ ①から④までに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間で締結すること。

① 原料に特定部位及び牛（月齢が30月以下の牛を除く。）の脊柱が含まれていないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛由来のものを用いていないこと。

② 契約内容に変更が生じる場合は、事前に連絡すること。

③ 輸出ロットごとに、①の原料に関する基準に適合することについて製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書又はその写しを添付すること。

④ 輸入先の事業場は、契約を締結した輸入業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために製造国の政府機関又はそれと同等の機関が当該輸入業者に同行できることを認めること。

2 輸入業者の基準

(1) 第1の1の(1)に定めるもの

ア 販売荷口ごとに、製造基準に適合することを証明する製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書又はその写しを添付すること。

イ 輸入業者は、法第52条の規定に従い、適切に輸入及び出荷に関する帳簿を備え、記録を8年間保存すること。

(2) 第1の1の(2)から(6)まで及び(8)に定めるもの

(1)のイ及びイに定める条件のほか、次の条件を満たすこと。

ア トランスバック等当該輸入品が直接接触するものであって、これらの保管のために用いる容器には、別添2から6-1まで又は別添8の飼料の製造基準に基づいたものを使用すること。

イ 輸入業者は、輸入品の流通を管理する流通管理者を選任すること。

ウ 輸入業者は、次に定める事項を内容とする流通管理規程を定めること。

① 流通管理者は、当該輸入品の保管から輸送までの業務がアの製造基準に適合していることを定期的に確認すること。

② 流通管理者は、当該輸入品の出荷に当たり、1の(1)のイの③又は1の(2)のイの③の証明書が発行されていることを確認した上で、別記様式第8号による肉骨粉等供給管理票又は別記様式第10号による動物性油脂供給管理票を作成すること。

輸入業者は、当該証明書とともに肉骨粉等供給管理票又は動物性油脂供給管理票を製品に添付して出荷するものとする。

③ 輸入業者は、製品の出荷後、当該輸入品が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認すること。

④ 流通管理者は、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票又は動物性油脂供給管理票を8年間保存すること。

エ それぞれ別添2から6-1まで又は別添8の製品輸送に係る基準に基づいて輸送すること。

(3) 第1の1の(7)に定めるもの

(1)のイ及びイ並びに(2)のイに定める条件を満たすこと。

年 月 日

製造基準適合確認申請書

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（注1）

下記の事業場における〇〇に由来する〇〇（注2）の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）〇〇〇の規定（注3）による確認を求めます。

記

1 事業場の名称

2 事業場の所在地

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 第1の1の(3)又は(6)の飼料を製造する場合

ア 原料収集先の一覧表（別記）

イ 原料収集先と締結した契約書の写し

ウ 製造工程の図面（第1の1の(3)又は(6)の飼料以外の動物由来たん白質を製造している場合にあっては、当該工程と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。）

(2) 第1の1の(4)又は(5)の飼料であって食肉事業者から原料を収集して製造する場合

ア 原料収集先の一覧表（別記）

イ 原料収集先と締結した契約書の写し

ウ 製造工程の図面

(3) 第1の1の(7)の飼料であって鶏卵を含む魚介類のすり身を取り扱う事業場等から原料を収集して製造する場合

（ア及びイの原料収集先は、鶏卵を含む魚介類のすり身を取り扱う事業場等に限る。）

ア 原料収集先の一覧表（別記）

イ 原料収集先と締結した契約書の写し

ウ 製造工程の図面

(4) 第1の1の(8)の飼料を製造する場合

ア 原料収集先の一覧表(別記)

イ 原料収集先と締結した契約書の写し

ウ 製造工程の図面(と畜場法(昭和28年法律第114号)第14条の検査を経ていないもの又は牛の脊柱を処理する工程を併設している等の場合にあつては、当該工程と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。)

(5) (1)、(2)、(3)及び(4)以外の場合

製造工程の図面

2 正本1部及び副本2部を提出すること。

(注1) 氏名を自署する場合にあつては、押印を省略することができる。

(注2) 製造に係る品目を記載する。

(記載例)

ゼラチン、家きんに由来するチキンミール、豚に由来する肉骨粉、

豚及び家きんに由来する原料混合肉骨粉、魚介類由来たん白質

(注3) 製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第1の規定を記載する。

(別記)

原料収集先の一覧表

確認を受ける事業場の名称

確認を受ける事業場又は主たる事務所の連絡先（電話番号）

業 種	事業場の名称	事業場の住所	備考

(注)

- 1 一覧表が2枚以上になる場合には、「確認を受ける事業場」及び「確認を受ける事業場又は主たる事務所の連絡先」は、2枚目以降には記載する必要はない。
- 2 業種欄には、「と畜場」、「食肉処理業」、「食肉販売業」、「食肉製品製造業」、「収集業」等の当該原料収集先の業態の別を記載する。
- 3 備考欄には、当該原料収集先担当部署の電話番号等連絡先を記載する。
- 4 油脂原料脊柱を副産物原料とする場合には、原料収集先の備考欄に「油脂原料脊柱」と記載する。

年 月 日

製造基準適合確認申請書

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（注1）

〇〇に由来する〇〇（注2）を輸入するに当たり、別記の輸入先の事業場の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）〇〇〇の規定（注3）による確認を求めます。

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

ア 輸入先の事業場の一覧表（別記）

イ 別添9の1の(1)のア又は同(2)のアの規定により輸入先の事業場から提出を受けた書類の写し及び同(1)のイ又は同(2)のイの規定により締結した契約書の写し

2 正本1部及び副本2部を提出すること。

（注1）氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。

（注2）製造に係る品目を記載する。

（記載例）

ゼラチン、家きんに由来するチキンミール、豚に由来する肉骨粉、

豚及び家きんに由来する原料混合肉骨粉、魚介類由来たん白質

（注3）製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第1の規定を記載する。

(別記)

輸入先の事業場の名称	輸入先の事業場の国名及び所在地

別記様式第2-1号

製造基準適合確認簿

1 製造に係るもの

事業場の名称	事業場の所在地	製造品目	確認年月日	備考

2 輸入に係るもの

輸入業者の氏名又は名称	輸入業者の所在地	輸入品目	備考

備考：1 「製造品目」及び「輸入品目」には、確認された品目を記載する。

(記載例)

ゼラチン・コラーゲン、チキンミール、フェザーミール、家きん血粉等、家きん蒸製骨粉、家きん加水分解たん白、豚血粉等、豚肉骨粉、豚蒸製骨粉、豚加水分解たん白、原料混合肉骨粉、魚粉等、動物性油脂

2. 備考欄には、変更確認、変更届出、取消等の履歴を記載する。

別記様式第2-2号

農林水産省指令 番号

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった貴社の輸入に係る下記（注1）の事業場における〇〇に由来する〇〇（注2）の製造工程については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）〇〇〇の規定（注3）により、申請のとおり確認する。

記

事業場 製造国 事業場の所在地

年 月 日

農林水産大臣 印

（注1） 輸入先の事業場が多く下記に記載不可能な場合は、別葉に記載する。

（注2） 製造に係る品目を記載する。

（注3） 製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第1の規定を記載する。

製造基準適合確認取消し申請

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（注1）

年 月 日付け第 号で確認を受けた〇〇に由来する〇〇（注2）の製造工程については、下記のとおり〇〇に由来する〇〇（注2）の製造工程に関する基準を満たすことができなくなったので、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）第1の2の(3)の規定により、〇〇に由来する〇〇（注2）の製造を中止するとともに、確認の取消しを求めます。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地（輸入先の事業場にあっては、国名及び所在地）
- 3 製造基準を満たすことができなくなった理由
- 4 製造基準を満たすことができなくなった時期

備考：1 飼料製造業者にあっては、確認書を添付すること。
2 正本1部及び副本1部を提出すること。

（注1）氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。

（注2）製造に係る品目を記載する。

別記様式第3-2号

農林水産省指令 番号

住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で確認をした下記の事業場における〇〇に由来する〇〇
(注1)の製造工程については、年 月 日付けで飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)〇〇〇の規定(注2)による確認を取り消す。下記の事業場が記載された年 月 日付け第 号を返納されたい。

記

事業場

製造国

事業場の所在地

年 月 日

農林水産大臣

印

(注1) 製造に係る品目を記載する。

(注2) 製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第1の規定を記載する。

年 月 日

製造基準適合確認（変更）申請書

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（注1）

年 月 日付け第 号で確認を受けた〇〇に由来する〇〇（注2）の製造工程について下記のとおり変更したいので、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）〇〇〇の規定（注3）による確認を求めます。

記

- 1 確認を受けた事業場の名称
- 2 確認を受けた事業場の所在地（輸入先の事業場にあつては、国名及び所在地）
- 3 変更する事項
- 4 変更予定年月日

備考：1 添付書類として製造工程の図面等変更する事項を記載した書類を添付すること。
2 正本1部及び副本2部を提出すること。

（注1）氏名を自署する場合にあつては、押印を省略することができる。

（注2）製造に係る品目を記載する。

（注3）製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第1の規定を記載する。

別記様式第 5 号

農林水産省指令 番号

住 所
氏 名

年 月 日付け農林水産省指令第 号で確認をした下記の事業場における〇〇
に由来する〇〇（注 1）の製造工程について、年 月 日付けで申請のあった変
更確認については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 5 1 年農
林省令第 3 5 号）〇〇〇の規定（注 2）

により、申請のとおり確認する。
に基づく製造基準に適合しないので、下記の製造事業場の確認を取り消す。変
更後に製造（輸入）した飼料の販売を停止し、下記の事業場が記載された 年
月 日付け第 号を返納されたい。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地（輸入先の事業場にあつては、国名及び所在地）

年 月 日

農林水産大臣

印

（注 1）製造に係る品目を記載する。

（注 2）製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第 1 の規定を記載する。

年 月 日

製造基準適合確認申請変更届

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印（注1）

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）第1の3の(2)の規定に基づき、年 月 日付けで〇〇に由来する〇〇（注2）の確認申請を行った内容を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更予定年月日

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 第1の1の(3)又は(6)の飼料を製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

- (2) 第1の1の(4)又は(5)の飼料であって食肉事業者から原料を収集して製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

- (3) 第1の1の(7)の飼料を製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

- (4) 第1の1の(8)の飼料を製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

2 正本1部及び副本2部を提出すること。

(注1) 氏名を自署する場合にあっては、押印を省略することができる。

(注2) 製造に係る品目を記載する。

別記様式第7号

(血液供給管理票の記載例)

血液供給管理票	
血液供給業者の 氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者又は確認責任者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する血液の種類	豚
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	1, 000 k g

※ 供給する原料の種類については、具体的な由来動物について明記すること。

別記様式第8号

(肉骨粉等供給管理票の記載例)

肉骨粉等供給管理票	
肉骨粉等供給業者の 氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する肉骨粉等の種類	豚肉骨粉
供給する肉骨粉等の名称	ポークミートボンミール1号
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、出荷数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
受入年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、荷受数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の 氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印

記入上の注意

太枠線上段は、確認済飼料供給者が記入すること。

〃 下段は、最終荷受者が記入すること。

別記様式第9号

(原料供給管理票の記載例)

原料供給管理票	
副産物の原料供給業者の 氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者又は確認責任者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する原料の種類	豚
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	1, 000 k g

※ 供給する原料の種類については、具体的な由来動物について明記し、牛由来原料を使用する場合は、牛の脊柱が含まれていないことを明記すること。なお、牛の脊柱を脱骨する事業者が、油脂原料脊柱を副産物原料とする場合にあつては、供給する原料の種類欄にその旨を以下の例に従つて明記し、別添として副産物原料とする牛の個体識別番号又は輸入牛であることが確認できる書面を添付すること。

記載例：「牛（油脂原料脊柱 〇 k g（別添）を含む。）」

別記様式第10号
 (動物性油脂供給管理票の記載例)

動物性油脂供給管理票	
動物性油脂供給業者の 氏名又は名称及び住所	○○○○株式会社 東京都○○区○○町○丁目○番○号 管理者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	○○○○株式会社○○工場 ○○県○○市○丁目○番○号
供給する動物性油脂の種類	牛由来油脂
供給する動物性油脂の名称	牛由来油脂1号
出荷年月日	平成○○年○○月○○日
荷姿、出荷数量	タンクローリー 1, 000リットル
受入年月日	平成○○年○○月○○日
荷姿、荷受数量	タンクローリー 1, 000リットル
荷受業者の 氏名又は名称及び住所	○○○○株式会社 東京都○○区○○町○丁目○番○号 管理者の職名・氏名 印

記入上の注意

太枠線上段は、確認済飼料供給者が記入すること。

〃 下段は、最終荷受者が記入すること。